

プレジデントワンより 事業承継 サポートサービス のお知らせ

ご存知ですか？

令和4年税制改正等により、特例承継計画の提出期限が令和6年3月31日まで1年延長されました。遺留分、経営者保証の問題も緩和され、事業承継における後継者のリスクが軽減されることとなります。

事前準備により事業継承を円滑にすることができます。

以下に該当する経営者様はお気軽にご相談ください。

- 経営者の年齢が60歳以上の会社
- 自己資本比率が20%以上の会社
- 業績がよく、今後も自社株株価の上昇が見込まれる会社
- 後継者が決定していない
- 先代経営者の自社株を購入できる資金がない
- 後継者教育ができていない



事業承継サポートサービス

1 事業承継計画サポートサービス

・会社の現状(ヒト・モノ・カネ)、経営者自身の資産状況を把握・分析し、将来の道標となる事業継承計画の立案をサポートします。

2 事業承継実行サービス

- ・事業承継計画に基づき、自社株の納税猶予、相続時精算課税等の施策により、最適な経営権移転をサポートします。
- ・経営承継借換関連保証制度等を考慮し、経営者保証問題をサポートします。

3 後継者育成サービス

- ・後継者教育を行うことにより、後継者を育成します。
- ・後継者がみつからない場合には、M&A等により外部から承継者を探すサポートを行います。



コロナウイルスの影響で株価が下がっているときは、自社株移転のチャンスです。早期に後継者選定・自社株移転をしておく、会社の経営が安定し、後々の業績向上に結びつきます。

この機に、一度ご検討されてはいかがでしょうか。

初回相談
&
自社株評価
無料

法人名・屋号

ご連絡先

ご担当者名

役職

ご要望

特例承継計画の作成を依頼したい

詳しく説明を聞きたい

まずはお問い合わせください FAX : 052-243-3610

弊社は中小企業の事業承継をヒト・モノ・カネの全ての面からサポートします

 **PRESIDENT ONE**
株式会社プレジデントワン

〒460-0008
愛知県名古屋市中区栄 4-14-31 栄オークリッジ 9F
<https://president-one.com/>
✉ contact@president-one.com